

～安全・安心の労働環境をめざして～



《 PDCA まわして安全 職場のリスク減らして安心 》

平成23年度の運動の内容

- 7月1日（金）エル・おおさか（大阪府立労働センター）において「安全衛生表彰式及び大阪危険ゼロ先取運動推進大会」を開催します。
- 10月4日（火）ドーンセンター（大阪府立女性総合センター）において、（仮称）全国労働衛生週間大阪大会を開催します。
- 全国安全週間準備期間（6月1日～30日）中に大阪労働局長による安全衛生パトロールを行います。
- 全国安全週間（7月1日～7日）及び全国安全週間準備期間中に、安全大会、安全講習会、安全パトロール等の啓発活動を実施します。
- 「墜落・転落災害」、「交通労働災害」及び「フォークリフト災害」の防止並びに夏季の「熱中症」予防のため、各々期間を定めた啓発活動を実施します。
- 11月のフォークリフト災害防止強調期間（11月1日～30日）中に大阪労働局幹部による安全衛生パトロールを行います。



大阪労働局・各労働基準監督署

<http://osaka-rodo.go.jp>

大阪危険ゼロ先取運動は、平成 20 年 4 月に策定された「大阪労働局労働災害防止計画」の目標を達成し、安全・安心な労働環境を目指す労働災害防止のための周知啓発活動です。平成 23 年度は、関係団体と協力して、以下のとおり推進します。

平成 23 年度周知啓発事項

1 「墜落・転落災害」の防止

6月、10月、12月及び3月を「墜落・転落災害防止」の強調期間とし、関係団体と連携して、安全大会、研修会及び安全パトロール等を実施します。

2 「交通労働災害」の防止

6月及び9月を「交通労働災害防止」の強調期間とし、関係省庁及び関係団体と連携して、交通・労災事故防止大会を開催するほか、交通労働災害防止のためのガイドライン等の周知を図ります。

3 「フォークリフト災害」の防止

6月及び11月を「フォークリフト災害防止」の強調期間とし、関係団体と連携して、研修会及び安全パトロール等を実施します。

4 「熱中症」の予防

6月、7月、8月及び9月を「熱中症予防」の強調期間とし、関係団体と連携して、パンフレット等を活用し、集中的に周知啓発を実施します。

5

安全衛生に係るリスクアセスメントの普及

労働災害が発生する前に職場に潜在する危険性又は有害性を特定し、リスクを評価し、リスクに応じて対策を講じる「リスクアセスメント手法」の普及を図るため、あらゆる機会にリスクアセスメントの周知啓発活動を実施します。

6

メンタルヘルス・過重労働による健康障害防止対策

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づく、職場におけるメンタルヘルス対策の取組を促進するとともに、長時間にわたる過重な労働の排除と、長時間労働者に対する医師による面接指導等の確実な促進を図ります。

7

定期健康診断における有所見率の改善

定期健康診断における所見について医師からの意見聴取、医師又は保健師による保健指導及び労働者に対する健康教育や健康相談等の取組の促進を図ります。

8

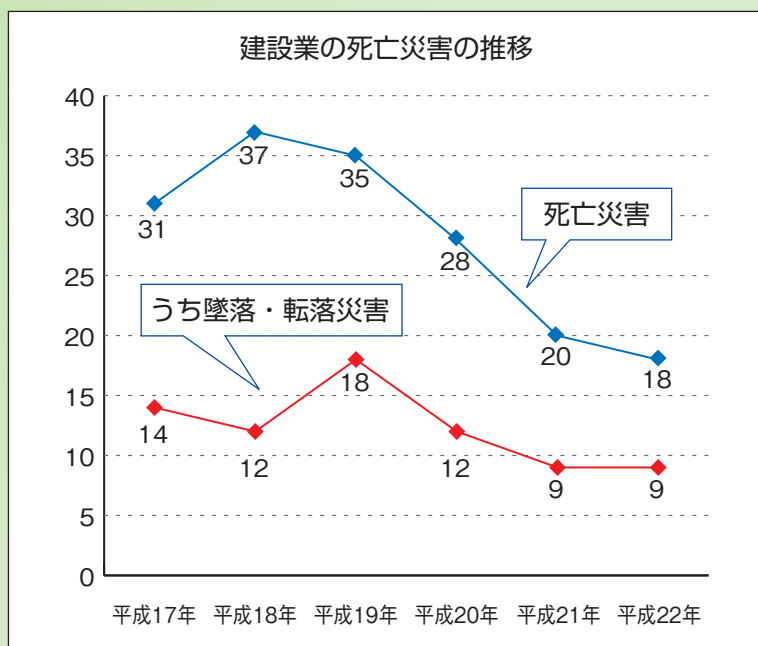
職場における受動喫煙の防止

受動喫煙のない職場の実現を目指し、全面禁煙や空間分煙の措置をとる等職場における受動喫煙防止の取組の促進を図ります。

建設業の労働災害防止

墜落・転落災害

★建設業における死亡災害は【墜落・転落災害】が最多



建設業における死亡災害のうち、墜落・転落災害は毎年多数発生しており、最近6年間のトータルで見ると169件中74件で、約44%を占めています。

【外部足場組立作業中に足場から墜落】、【作業を終え移動中に道路橋脚上端付近から川に転落】、【脚立を抱えて屋上へ梯子を昇降中、パラペットを超えて地上に墜落】等平成22年の死亡災害事例を見ても様々な災害が発生しています。

建設業では、現場で行なわれる様々な作業の【作業手順書】を作成する際にリスクアセスメントを実施し、優先度に基づいた対策（リスク低減措置）を検討したうえ、その対策を盛り込んだ作業手順書とすることが災害防止上有効です。

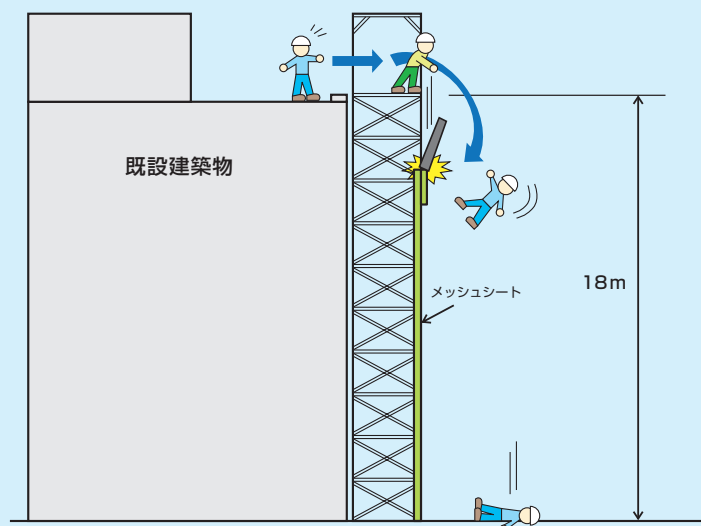
また、建設現場は日々状況が変化しますので、管理監督者はもちろん、作業員自身の危険に対する感受性の向上を図ることや、少しでも危険を感じたらすぐに作業を中断することも必要です。

こんな事例も…

外部足場解体作業中、墜落

外部足場解体作業中、足場10段目に乗って足場部材を荷下ろししている時、直下箇所の一部を取り外した状態の垂直ネットに部材が引っかかった。

被災者がその状況を見て手伝おうと足場に移動し、荷下ろし箇所が上がったところ、身体のバランスを崩し、荷下ろし用の開口部から18m下に墜落し、死亡した。



掲げよう！『安全宣言』

【大阪危険ゼロ先取運動】の一環として提唱しています「安全宣言運動」を今年度も展開します。

特に平成23年度の『安全宣言』は、年度を通じて「墜落・転落災害防止」に関する事項を、また、夏季には「感電災害防止」や「熱中症予防」に関する事項を宣言するようにしてください。

記入例

月 度 掲 示 日 年 月 日

現場所長
『安全宣言』
労働災害防止のため 私はこうします！

★毎日、安全帯の使用状況を確認します！
★電動工具のアースの取付を確認します！

会社名 ○○建設株式会社
工事名 △△マンション新築工事
現場代理人 大阪 太郎

基本方針
一人ひとりが労働災害防止に取り組み、全工期無災害を達成する。

重点目標
○ 高所作業での安全帯使用100%
○ 作業開始前にKY実施100%
○ 第三者災害ゼロ

現場所長『安全宣言』

【建設現場で掲示】

宣言内容【事例】

【脚立、立馬の使用状況を抜き打ちパトロールします。】

【手すり・親綱の設置状況を確認します。】

【作業前に、綿密な打ち合わせを行います。】

【危険の芽を早期発見するため、作業員への声掛けを率先して行います。】

【作業員の目線に立って、危ない作業は『しません』、『させません』】

〔安全宣言〕のフォーム（Word形式）は、大阪労働局ホームページ（<http://osaka-rodo.go.jp>）からダウンロードできます。

安全宣言運動実施要領【方法】（1）建設現場の場合

- ① 現場所長が、労働災害を防止するため「私は○○します！」と自分の行動を具体的に記入した「安全宣言」を作成し、現場内の入口や朝礼場所、休憩所等作業員の目につきやすい場所に掲示します。
- ② 宣言の内容は、具体的に、誰にでもわかりやすい表現とし、現場所長がそれを実行していることを、すべての作業員が確認できるような内容にすることが重要です。
- ③ 建設現場の場合、工程により安全対策も変化しますので、少なくとも工程ごとに、できれば毎月更新することが必要です。更新されたことがすぐ分かるように「○月度」と入れたり、色を変えたり等の工夫も良いでしょう。
- ④ 内容は、「現場所長『安全宣言』」（記入例）を参考に、アレンジしていただいて結構ですが、必ず現場所長自筆の署名を入れてください。掲示する箇所に見合ったサイズにしてください。

交通労働災害を防止しましょう

厚生労働省では「交通労働災害防止のためのガイドライン」を平成20年に改正し、交通労働災害防止対策の推進を図っています。

このガイドライン（ポイントは下記のとおりです。）に基づき積極的に進めましょう。

1 交通労働災害防止のための管理体制等

- (1) 交通労働災害防止に関係する管理者（安全管理者等）を選任して権限を付与し、それらを労働者に周知する。
- (2) 交通労働災害防止のため、次の事項を実施する。
 - ① 安全衛生方針の表明
 - ② 安全衛生目標の設定
 - ③ 安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善
- (3) 交通労働災害防止に関する事項を安全委員会等で調査審議する。

2 適正な労働時間等の管理及び走行管理等

- (1) 労働基準法及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を遵守し、十分な睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間等の管理と走行管理を実施する。
- (2) 適正な走行計画を作成し、指示する。
- (3) 走行前の点呼とその結果に基づく措置を実施する。
- (4) 運転者に荷役作業を行わせる場合の措置を実施する。

3 教育の実施等

- (1) 交通労働災害防止の基礎知識に関する雇入れ時教育を実施する。
- (2) デジタルタコグラフ、ドライブレコーダー等を活用した日常教育を実施する。
- (3) 交通危険予知訓練（KYT）を継続的に実施する。

4 交通労働災害防止に対する意識の高揚等

- (1) ポスターの掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会の開催等により、意識の高揚を図る。
- (2) デジタルタコグラフ、ドライブレコーダーの記録、ヒヤリ・ハット事例等に基づく交通安全情報マップを作成し、周知する。

5 荷主・元請事業者による配慮等

- (1) 荷主・元請の都合による過積載運行を防止する。
- (2) 安全運行を確保できる到着時間等を設定する。
- (3) 荷積み・荷卸し作業が遅延した場合の到着時刻を再設定する。

6 健康管理

- (1) 定期健康診断の実施と事後措置を徹底し、心身両面にわたる健康を保持増進する。
- (2) 走行経路の途中におけるストレッチング等により、運転時の疲労回復を図る。

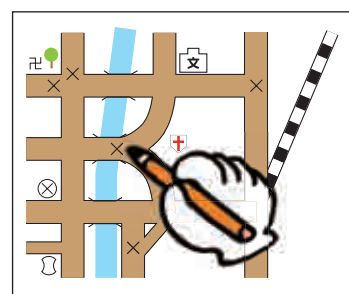
交通労働災害防止のためのガイドラインの全文は厚生労働省のホームページでご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/04/dl/h0403-2a.pdf>

最近、交通労働災害防止のために、デジタルタコグラフやドライブレコーダー等を活用した安全衛生管理が進んできており、デジタルタコグラフ、GPS、移動通信端末等の機器を車両に装着することにより、運転者に対する安全衛生管理を走行中に事業場においてリアルタイムで行うこと（ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法）も可能になってきています。

この新たな交通労働災害防止の手法について、できることから是非取り組んでみましょう。

交通安全情報マップ



フォークリフトによる災害を防止しましょう

1 フォークリフト運転時の遵守事項

(1) 運転時の注意事項

- ① 運転者の資格（1 t 以上は技能講習修了者、1 t 未満は特別教育修了者）を確認する。
- ② フォーク（爪）に人が乗る、荷をつり上げる等主たる用途以外の使用は禁止する。
- ③ 入り組んだ作業場所等での運転のときは、誘導者を配置する。

(2) 運転者が運転位置から離れる場合

- ① フォーク（爪）等荷役装置を最低降下位置に置く。
- ② 原動機を止める。
- ③ ブレーキを確実にかけ、必要があれば輪止めをする。
- ④ キーを抜き、事務所等で保管する。



2 フォークリフトの点検

- (1) 1年以内毎に1回特定自主検査の実施。検査は、有資格者が登録検査業者に実施させる。
- (2) 1月以内毎に1回定期自主検査の実施。
- (3) 日常の作業開始前点検の実施。

3 フォークリフトの作業計画の作成

(1) 作業計画の内容（例）

- ① 運行経路、作業方法以外に人の通行場所、傾斜、段差、視界不良箇所及びヒヤリ・ハット箇所
- ② 作業場所の広さ及び地形
- ③ フォークリフトの種類及び能力
- ④ 荷の種類及び形状（荷の重量や有害性等を含む）
- ⑤ 運行経路及び作業方法（作業時間）

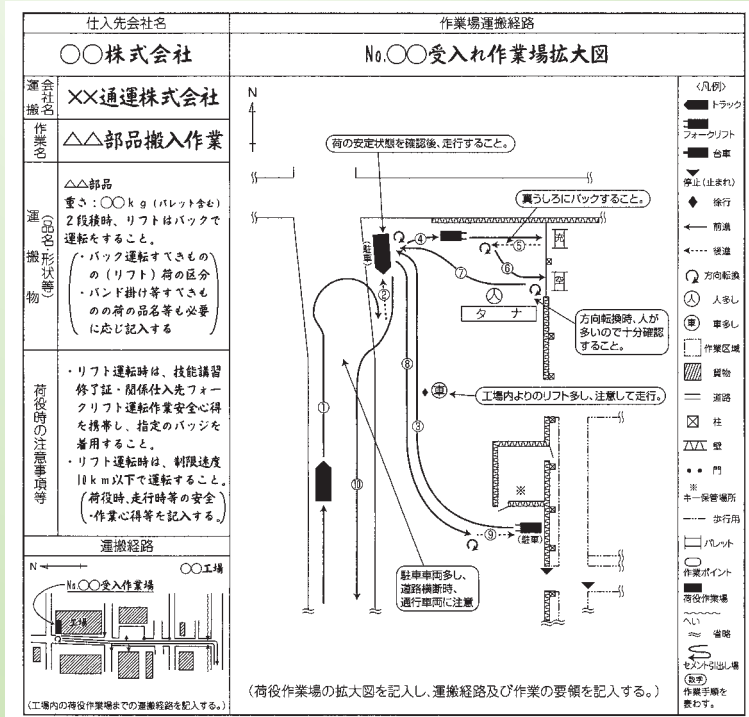
(2) 作業計画の周知

関係労働者に作業計画を周知する。

(3) 作業指揮者の選任

作業指揮者を選任して、その者に作業計画に基づき作業指揮を行わせる。

作業計画の作成例



リスクアセスメントを実施しましょう

1 なぜリスクアセスメントか？

無災害の職場であっても必ずしも「労働災害の危険性のない職場」を意味するものではありません。労働災害が発生していないだけで、労働災害発生のリスクは常に存在しています。

従来の労働災害防止対策は労働災害の原因を調査し、同種災害の再発防止対策を講じることが中心でしたが、労働災害の更なる減少には職場に存在するリスクを低減させることが重要です。

リスクアセスメントは、職場に潜んでいる危険性・有害性を特定し、その危険性・有害性の程度を明らかにし、リスクの大きいものから優先して必要な措置を講じ、リスクを減少させる一連の手法のことで、労働災害の防止に大きな効果があります。

2 リスクアセスメントの基本的な手順は？



リスクアセスメント実施一覧（掛け算法）

作業名 (機械・設備)	危険性又は有害性の特定～なので～して、(する時)～になる	現存リスク					優先順位	リスク低減措置	改善後のリスクレベル					改善期限	改善確認日	備考
		ケガの程度	ケガの可能性	作業の頻度	総点数	リスクレベル			ケガの頻度	ケガの可能性	作業の頻度	総点数	リスクレベル			
ワーク（加工する材料）を手作業で運搬する。	軍手をしてワークを運んだので、手を滑らせ足の上に落として、足指を骨折する。	6	4	3	72	Ⅲ	1	①滑り止めの付いた手袋を着用する。	6	1	3	18	Ⅱ	○/○	△/△	①については、朝礼時に服装確認を行う。 ②については、○月末日までに配布する。
								②作業者の履物を運動靴から安全靴にする。	3	4	3	36	Ⅱ	○/○	△/△	
								上記の措置を両方とも実施する。	3	1	3	9	Ⅰ	○/○	△/△	
	ワークを置いた台が低く、膝を曲げないで持ち上げたので、腰を痛める。	3	4	3	36	Ⅱ	2	①台の位置を高くする。 ②膝を曲げて持ち上げる。	3	2	3	18	Ⅱ			①重量物取り扱いの作業標準を表示する。 ②班長は随時、持ち方を確認する。

リスクアセスメント見積表

ケガの程度×可能性×頻度＝総点数（リスクの大きさ）

ケガの程度

ケガの程度	点数	判断の基準	具体的事例
致命的	10	死亡、永久労働不能につながるケガ	致死外傷、頭部骨折、全身打撲、腕、足、失明、急性中毒、著しい難聴、慢性疾病等
重大	6	障害が残るケガ、休業災害(完治可能)休業1ヶ月以上、一度に多数の被災者を伴うもの	指の切断、骨折等
中程度	3	休業災害(療養、通院が必要なケガ)休業1ヶ月未満、一度に複数の被災者を伴うもの	ねんざ、火傷(部によっては致命的、重大の場合あり)、裂傷等
軽度	1	不休災害やかすり傷程度のもの	打撲、ダストの目への混入等

ケガの可能性

可能性	点数	内容の目安
可能性が非常に高い	6	相当注意力を高めていても災害につながる可能性がある
可能性が高い	4	注意力を高めていないと災害になる可能性がある
可能性がある	2	うっかりしていると災害になる可能性がある
ほとんどない	1	通常の状態では災害にならない

作業の頻度

頻度	点数
長時間作業	4
日常作業	3
非常作業	2
稀な作業	1

リスクの評価 ※総点数に応じて危険度を定める

総点数	危険度	優先度
81～240	Ⅳ	直ちにリスク低減措置を講じる
41～80	Ⅲ	速やかにリスク低減措置を講じる
11～40	Ⅱ	何らかのリスク低減措置が必要
1～10	Ⅰ	必要に応じてリスク低減措置を実施

リスクアセスメントは難しいものではありません。できるところから取り組んでみましょう。

リスクアセスメントに関する情報は、次のアドレスにてご覧いただけます。

● 関係ホームページ ●

厚生労働省リスクアセスメント教材のページ:

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/index.html>

安全衛生情報センター:

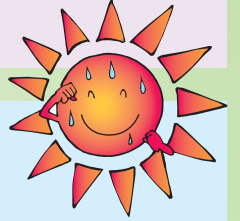
<http://www.jaish.gr.jp/index.html>



熱中症による災害を予防しましょう

近年、気温が上昇する夏季を中心として、職場における熱中症が多発傾向にあります。大阪労働局では、平成21年に「職場における熱中症予防対策要綱」を策定し、熱中症予防対策を強化しています。

各職場においても上記対策要綱に基づく熱中症予防対策を徹底してください。



熱中症予防対策のポイント

WBGT 値を活用しましょう

WBGT 値を求め、WBGT 値が WBGT 基準値（表2）を超える場合には、直射日光を遮る日除け、通風・冷房の設備の設置等により WBGT 値の低減を図るとともに、「職場における熱中症予防対策要綱」に基づく取組を確実に実施しましょう。

※ WBGT 値（湿球黒球温度（単位：℃））は、労働環境において作業者が受ける暑熱環境による熱ストレスの評価を行う簡便な指標です。専用の測定器のほか、温度と湿度が分かれば、表1を用いて推定できます。

適切な休憩場所を確保しましょう

こまめに水分・塩分を摂取しましょう

作業開始前や作業中には健康状態をチェックしましょう

連続作業時間等の短縮を図りましょう

熱中症を疑わせる症状が現れた場合には診療機関へ

熱中症は、急速に進行し、重症化する危険があることから、少しでも体調不良を感じたときには、様子を見ることなく、速やかに医療機関で診察を受けさせましょう。

表1：WBGT 値と気温、相対湿度との関係

（日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針」Ver.1.2008.4 から）

気温 (℃) (乾燥温度)	相対湿度 (%)																
	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100
40	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
39	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43
38	28	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42
37	27	28	29	29	30	31	32	33	35	35	36	37	38	39	40	41	41
36	26	27	28	29	29	30	31	32	33	34	34	35	36	37	38	39	39
35	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	38	38
34	25	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	37
33	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	32	32	33	34	35	35	36
32	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	31	32	33	34	34	35
31	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	30	31	32	33	33	34	34
30	21	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	29	30	31	32	32	33
29	21	21	22	23	24	24	25	26	26	27	28	29	29	30	31	31	32
28	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	30	31
27	19	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28	29	29	30
26	18	19	20	20	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27	28	28	29
25	18	18	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28
24	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27
23	16	17	17	18	19	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26
22	15	16	17	17	18	18	19	19	20	20	21	21	22	22	23	24	24
21	15	15	16	16	17	17	18	18	19	19	20	20	21	21	22	23	23

WBGT 値が…	注意 25℃未満	警戒 25～28℃	嚴重警戒 28～31℃	危険 31℃以上
----------	-------------	--------------	----------------	-------------

表2：身体作業強度に応じた WBGT 基準値

〔日本工業規格 Z8504 附属書 A「WBGT ストレス指数の基準値表」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。〕

身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT 基準値	
	熱に順化している人	熱に順化していない人
0 安静	33	32
1 低代謝率 楽な座位、軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記）、手及び腕の作業（小さいペンチツール、点検、組立てや軽い材料の区分け）、腕と足の作業（普通の状態での乗り物の運転、足のスイッチやペダルの操作）、立位、ドリル（小さい部分）、フライス盤（小さい部分）、コイル巻き、小さい電気巻き、小さい力の道具の機械、ちょっとした歩き（速さ 3.5km/h）	30	29
2 中程度代謝率 継続した頭と腕の作業（くぎ打ち、盛土）、腕と脚の作業（トラックのオフロード操縦、トラクター及び建設車両）、腕と胴体の作業（空気ハンマーの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、草揺り、果物や野菜を摘む）、軽重な荷車や手押し車を押したり引いたりする、3.5～5.5km/hの速さで歩く・鍛造	28	26
3 高代謝率 強度の腕と胴体の作業、重い材料を運ぶ、シャベルを使う、大ハンマー作業、のこぎりをひく、硬い木にかななをかけたりのみで彫る、草刈り、掘る、5.5～7km/hの速さで歩く、重い荷物の荷車や手押し車を押ししたり引いたりする、鋳物を削る、コンクリートブロックを積む	気流を感じないとき 25 気流を感じるとき 26	気流を感じないとき 22 気流を感じるとき 23
4 極高代謝率 最大速度の速さでとても激しい活動、おのを振るう、激しくシャベルを使ったり掘ったりする、階段を登る、走る、7km/hより速く歩く	気流を感じないとき 23 気流を感じるとき 25	気流を感じないとき 18 気流を感じるとき 20

※なお、下記の衣類については WBGT 値に各補正値を加えてください。
 ・二層の布（織物）製服 +3
 ・SMS ポリプロピレン製つなぎ服 +0.5
 ・ポリオレフィン布製つなぎ服 +1
 ・限定用途の蒸気不浸透性つなぎ服 +11

「職場における熱中症予防対策要綱」は大阪労働局のホームページでご覧いただけます。

<http://www.osaka-rodo.go.jp/>

第三次産業の労働災害を防止しましょう

第三次産業における労働災害の発生状況は業種によってさまざまです。

災害発生状況を事故の型別でみると、「墜落・転落」、「転倒」、「動作の反動・無理な動作」等による災害が多く発生しています。

転倒災害では、災害の程度が思った以上に大きなものが多く発生していますし、これらの災害原因となる作業や設備等の危険要因が身近なところにたくさん存在しています。

したがって、業種や職種に応じた労働災害防止対策を適切に講じていくことが大切です。

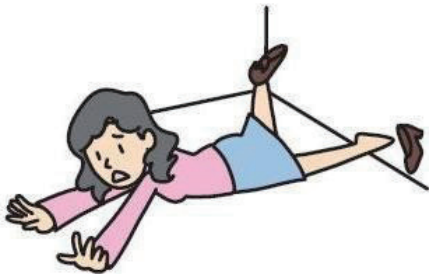
また、高齢者の労働災害も多く、高齢者の身体機能の特性を考慮した安全衛生の取組みを行うことも重要です。

対策例1 (階段)



- 階段の照度の確保
- 手すりを設ける
- 両手でものをかかえて階段を下りない（足元が見えにくい）
- ハイヒールやスリッパで階段を下りない
- 階段にものを置かない（ダンボール等）
- 段鼻に滑り止めを設ける
- 階段の勾配はゆるくする（30°～35°がよい）
- け上りは22cm以下、踏面は21cm以上を確保することが望ましい

対策例2 (通路等)



- 床面の滑りをなくす（床面の材質、水・ワックス・油等による滑り、砂等の飛散による滑りの防止）
- 履物（ハイヒール、スリッパ等）による滑り等の防止
- 段差を3cm未満とし、段差部に色を塗る

対策例3 (はしご)

- はしごの真下に物を置かない
- はしごから身を乗り出して作業しない
- 滑りやすい床に設置しない
- 反動のかかる作業をしない
- はしごの上端を固定する
- 滑り止めを使用する
- 必要に応じ安全帯を使用する



対策例4 (脚立)



- 脚立の天板で作業をしない
- 脚立の開き止めを確実に使用する
- 滑り止めを使用する

対策例5 (動作)



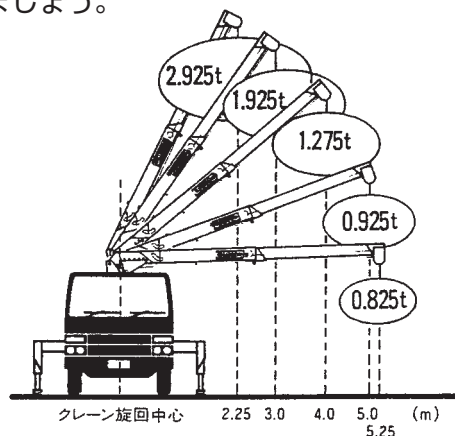
- 中腰、ひねり、前かがみ、後ろを向いて体をそらす等の不自然な姿勢をなるべくとらない
- 同じ姿勢を長時間とらない
- 姿勢を整え急激な動作を避ける
- 頸部や腰部の不意なひねりをできるだけ避け、動作時には視線も動作に合わせて移動させる

移動式クレーンの転倒災害を防止しましょう！

1 作業計画

クレーンのつり上げ能力は作業半径が大きくなるに従って低くなります。

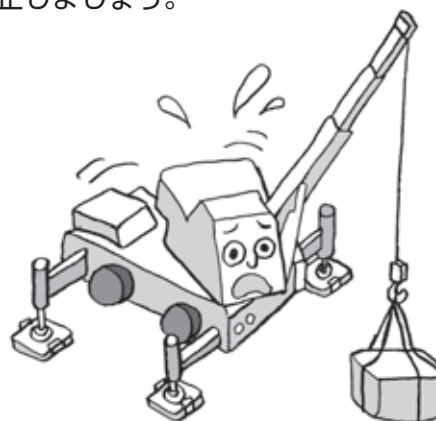
定格荷重に対し、十分余裕のある作業計画を立てましょう。



2 クレーンの安定

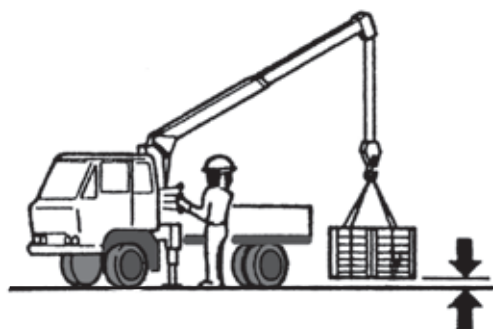
アウトリガは最大に張り出し、水準器により水平を確認してから使用しましょう。

板木、敷鉄板等を設置し、アウトリガの埋没を防止しましょう。



3 地切り

つり荷を地切りさせたら一旦停止し、荷の安定を確認めた上で作業を続けましょう。



4 旋回

ジブの方向によってつり上げることができる荷重が変わります。

アウトリガの張り出し幅にも注意しましょう。

車両積載形トラッククレーンの場合、後方から側方へ、側方から前方への旋回に特に注意しましょう。



その他、下記の点に注意しましょう

過負荷防止装置は正しく設定しましょう！毎日モーメント基準値調整（ゼロ設定）の必要な機種もあります。

警報が鳴ったら、作業は速やかに中止しましょう。

荷を吊るとブームはたわみ、荷が遠く（不安定となる方向）へ移動します。

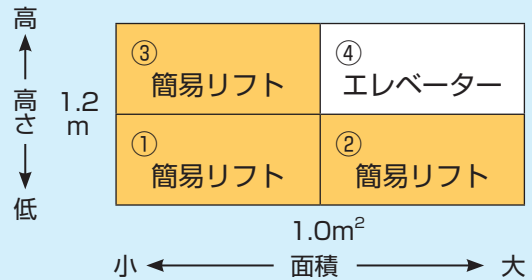
旋回スピードが速いと、荷が遠心力により外側へ振られ、作業半径が大きくなります。

車両積載型トラッククレーンにあっては、荷台が空になると転倒しやすくなります。

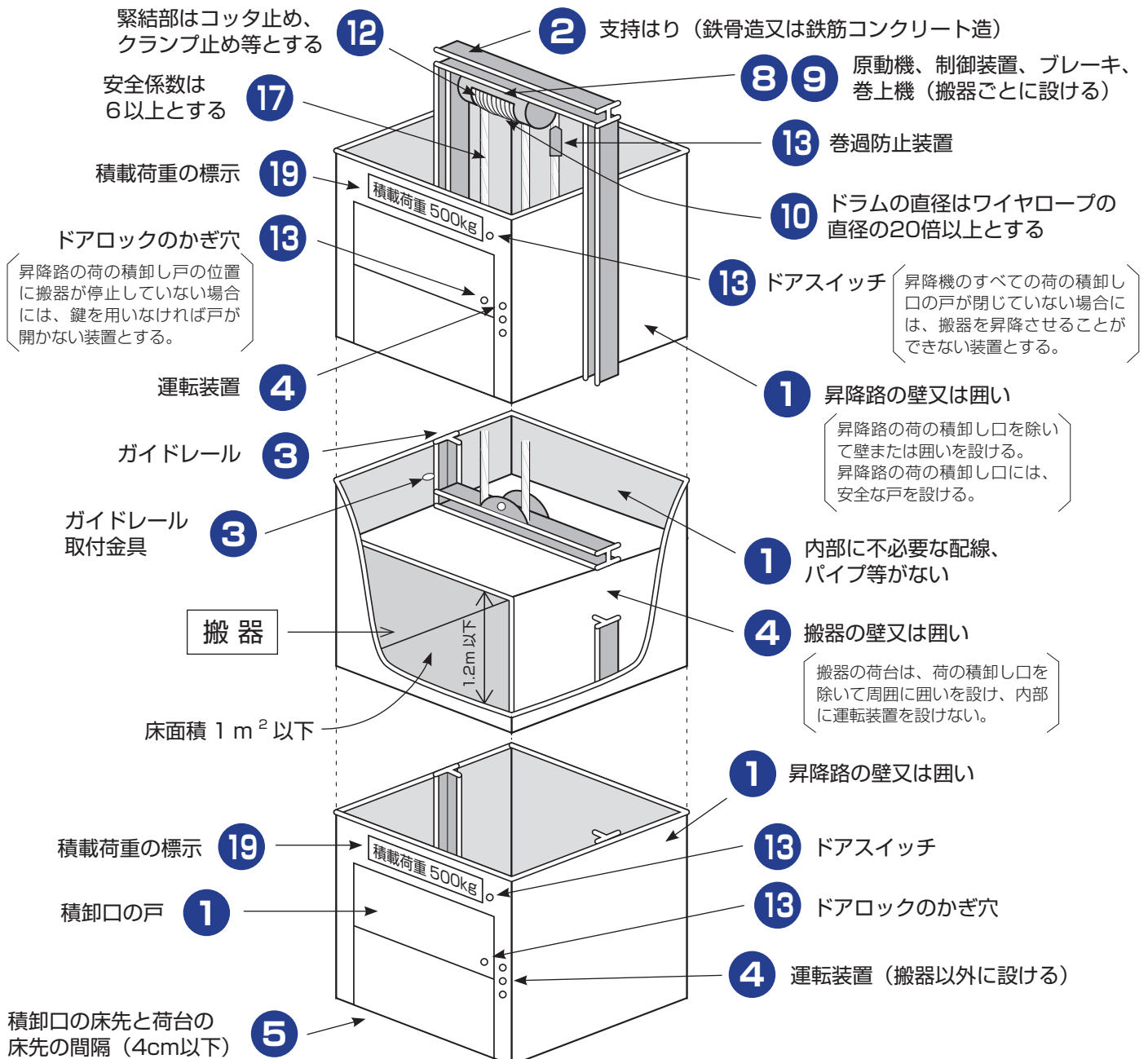
簡易リフトによる災害を防止しましょう

簡易リフトとは、
「荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、搬器の床面積が1平方メートル以下または、その天井の高さが1.2メートル以下のもの。」とされています。

- エレベーター
かごの面積 1 m^2 超かつ高さ 1.2 m 超
- 簡易リフト
かごの面積 1 m^2 以下又は高さ 1.2 m 以下



簡易リフト 構造規格





健康だワン

労働衛生関係

快適だニャー



1 職場のメンタルヘルス・過重労働による健康障害防止対策

①職場で取り組むメンタルヘルス対策の重点事項

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」

- 1 衛生委員会等で、「心の健康づくり計画」をはじめとしたメンタルヘルス対策について調査審議をしましょう。
- 2 衛生委員会等における調査審議に当たっては、あらかじめ、事業場内でメンタルヘルス上の理由による休業者の有無、その人数、休業日数等、心の健康問題に係る事業場の現状を把握しましょう。
- 3 次の内容を盛り込んだ「心の健康づくり計画」を策定しましょう。
 - 「事業者がメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明」（トップの取組姿勢の表明）
 - 「事業場内メンタルヘルスケア推進担当者の選任」
 - 「教育研修の実施」
- 4 衛生管理者、衛生推進者、人事等から、事業場のメンタルヘルスケアの推進の実務を担当する「事業場内メンタルヘルス推進担当者」を選任しましょう。
- 5 労働者、管理監督者（日常的に労働者と接する職場の上司など）等に対し、メンタルヘルスケアを推進するための教育研修を実施しましょう。
- 6 「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」を活用して事業場の実態に即した職場復帰支援プログラムを策定しましょう。

②過重労働による健康障害防止対策の重点事項

- 1 時間外・休日労働を削減しましょう。
- 2 健康管理体制の整備・健康診断を行いましょう。
- 3 長時間労働者への医師による面接指導等を実施しましょう。

＜医師による面接指導制度について＞

労働安全衛生法第 66 条の 8
(義務規定)

月 100 時間を超えて時間外・休日労働を行った者のうち、疲労の蓄積が認められ、医師による面接指導を受けると申出た者に対して、遅滞なく、医師による面接指導を実施しなければなりません。
※申出の手続きをとった労働者を「疲労の蓄積があると認められる者」として取り扱います。

労働安全衛生法第 66 条の 9
(努力義務規定)

長時間の労働（月 80 時間を超える時間外・休日労働）により、疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有している労働者及び事業場で定めた基準に該当する労働者については、面接指導又は面接指導に準じる措置を講じるよう努めなければなりません。

③メンタルヘルス対策支援センター等の活用について

- 1 メンタルヘルス対策に取り組もうとする事業場に対しては、国（厚生労働省）の委託により、メンタルヘルス対策支援センターが無料で支援していますので、積極的な活用を図りましょう。
- 2 長時間労働への医師による面接指導について、労働者数が 50 人未満の事業場においては、地域産業保健センターを活用しましょう。

2 定期健康診断の有所見率の改善

労働安全衛生規則第 44 条及び 45 条の規定による定期の健康診断における有所見率は、平成 21 年には 52% に達し、半数を超える労働者が有所見者という状況となっています。

また、脳血管疾患及び虚血性心疾患等（以下「脳・心臓疾患」という。）による労災支給決定件数も高水準にあり、脳・心臓疾患の発生防止の徹底を図ることが必要な状況にあります。

さらに、第 11 次労働災害防止計画においては、「労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること」を目標の 1 つとしています。

これらの状況を踏まえ、労働者の健康の保持増進対策を推進し、定期健康診断における有所見率の改善を促進させるため下記の事項に取り組んで下さい。

確実に取り組む事項	取り組むように努める事項	計画的かつ効果的な実施のため取り組みに努める事項	定期健康診断有所見率の推移
<ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断実施後、所見について医師からの意見聴き取り及び医師の意見に基づく作業転換、労働時間の短縮等の措置 ・定期健康診断の結果の労働者への通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断の結果に基づく、医師又は保健師による保健指導 ・有所見者や検査値が悪化している労働者に対する健康教育及び健康相談等 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組事項について計画の作成 ・産業医等の巡視日等毎月定期的に、健康教育の実施や労働者の取組状況の確認等を行う ・全国労働衛生週間及び準備期間に講演会、掲示等により労働者へ啓発等を行う 	<p>定期健康診断有所見率の推移</p> <p>(項目抜粋) 全項目 51.6%</p> <p>42.9% (2012年)</p> <p>25.2% (2012年)</p> <p>9.8% (2012年)</p> <p>32.9% (2021年)</p> <p>14.3% (2021年)</p>

有所見となった状態の改善を図ることが重要です。事業者が行う保健指導及び健康教育等の実施に基づき、労働者が栄養改善、運動等の取組を促進することで、脳・心臓疾患を予防しましょう。

3 職場における受動喫煙の防止

平成 22 年 6 月 18 日に閣議決裁された新成長戦略の成長戦略実行計画において、2020 年までに「受動喫煙のない職場の実現」が目標として掲げられています。

全面禁煙

建物や車両内全体を常に禁煙とすること。（敷地内の屋外に喫煙所を設けることを含む。）

空間分煙

一定の要件を満たす喫煙室でのみ喫煙を認め、喫煙室以外の場所を禁煙とすること。

〈一定の要件〉

- ①非喫煙区域と喫煙室の境界において、喫煙室方向に 0.2m/s 以上の空気の流れがあること。
- ②喫煙によって非喫煙区域の浮遊粉じん濃度が増加しないこと。

飲食店等において認める有害物質濃度低減措置

飲食店等の顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供する作業場の措置

- ①浮遊粉じん濃度 0.15mg/m³ 以下
- ②換気量 n 席の客席がある喫煙区域における 1 時間当たりの必要換気量 70.3m³ × n

事業場に対する支援

平成 23 年度中に飲食店等顧客が喫煙できることを含めたサービスを提供している事業場に対し喫煙室設置についての助成、その他受動喫煙防止対策に係る専門家による技術的相談等を予定しております。

4 腰痛予防

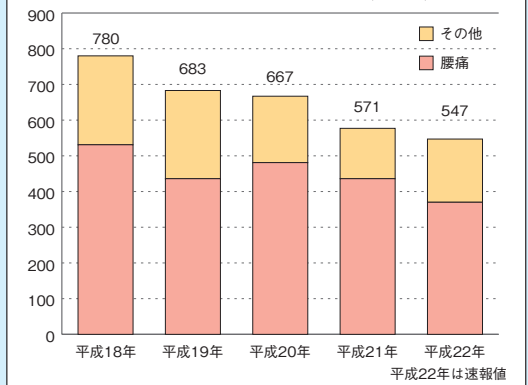
業務上疾病は長期的に見ますと着実に減少していますが、休業 4 日以上は大阪府内で年間 600 件前後発生しています。そのうち、腰痛による災害が約 7 割を占めています。

人の体は起床してから 3～4 時間たって初めて本格的に活動すると言われており、急性腰痛症（災害性腰痛）が休日明けの午前中に多く発生しています。

腰痛災害を防ぐためには関節を動かすこと、筋肉や靭帯をストレッチすること、筋肉を鍛えること等を目的として行う作業前体操、腰痛予防体操が効果的とされています。また、作業の全部や一部を自動化、機械化するなど、作業者の負担を軽減する方法や、腰痛の健康診断を行い事後措置を適切に行うなどの方法も効果があります。

厚生労働省が示している「職場における腰痛予防対策指針」では、作業前体操、腰痛予防体操の方法を始め、腰痛予防のための効果的な対策を示していますので、これらを参考に腰痛予防に努めて下さい。

業務上疾病と腰痛の推移（大阪）



5 化学物質の管理

有害物ばく露作業報告制度について

事業場における労働者の有害物へのばく露の状況を把握し、その結果、ばく露による健康障害発生のおそれからリスク評価をするため平成 18 年から行われています。

事業者自らが、有害物の製造・取扱い状況等を調査し、その結果を「有害物ばく露作業報告書」に記入し、所轄労働基準監督署に提出いただくものです。

報告対象物などは大阪労働局ホームページにて確認ができます。

化学物質等のリスクアセスメント

事業場において建設物、原材料、作業行動等に起因する危険性又は有害性を特定し、その程度を見積り、その結果に基づくリスク低減措置の内容の検討（リスクアセスメントといいます。）と低減措置を実施することは労働災害防止に効果的です。

化学物質についてのリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減措置の詳細事項は「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に示されています。

MSDS による情報等により化学物質等によるリスクアセスメントを行い、その結果に基づいたリスク低減措置を講じましょう。

一酸化炭素中毒を予防しましょう

一酸化炭素は無色、無臭の気体であることから気づかれず吸い込んでしまうことが多く、通気が不十分な場所でのガソリンエンジン等の内燃機関や業務用厨房施設におけるガス燃焼機器等の使用により、一酸化炭素中毒が多く発生しています。

通気が不十分な場所では、換気等の措置を講じない限り、内燃機関等を使用してはいけません。また、建設業では、「建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン」で示されている措置を講じましょう。

労働安全衛生法施行令等の改正について

労働安全衛生法施行令等の改正により、平成 23 年 4 月から、酸化プロピレン、1・4-ジクロロ-2-ブテン、1・1-ジメチルヒドラジン及び 1・3-プロパンスルトンが特定化学物質障害予防規則で規制されることとなり、GHS に基づく表示や設備の密閉化等の健康障害防止対策の実施が定められました。また、健康管理手帳対象業務の拡充として無機砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）を製造する工程において粉碎をする業務が追加されました。

6 アスベスト

使用等の禁止

平成 18 年 9 月 1 日から、石綿及び石綿をその重量の 0.1% を超えて含有するすべての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されています。ただし、一部の製品について当分の間製造等の禁止が猶予されています。

平成 18 年 9 月 1 日以降引き続き使用されている（例えば建材として建物に組み込まれている状態をいいます。）間は、製造等の規程は適用されません。

吹き付けられた石綿が損傷、劣化等により粉じんを発生させ、労働者がその粉じんに暴露するおそれのあるときは、当該吹き付け石綿の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければなりません。

建物の解体等の作業について

建物の解体作業、封じ込め又は囲い込みの作業を行うときは、隔離・立入禁止等を行うなど石綿障害防止規則に定められた労働者の健康障害防止対策を講じる必要があります。

作業の記録

石綿等を製造し、又は取り扱う作業において、常時作業に従事する労働者について、作業の概要等を記録し、これを石綿の作業に従事しないこととなった日から 40 年間保存しなければなりません。

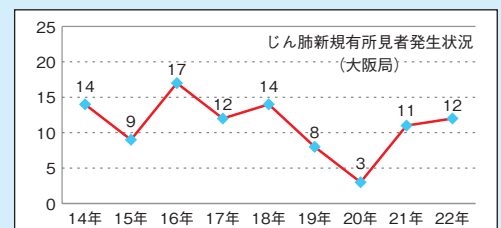
健康管理手帳

石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発生する場所における業務に従事していた労働者が退職後、一定の胸部所見が認められる場合、又は一定の従事歴（石綿の製造等の場合には 1 年以上など）がある場合には、本人の申請に基づき、石綿に係る健康管理手帳が交付され、指定された医療機関において、石綿健康診断を無料で年 2 回受けることが出来ます。（交付要件となる一定の胸部所見、従事歴などの詳細、及び必要な書類などは大阪労働局のホームページにて確認が出来ます。申請書もダウンロードが可能です。）

7 粉じん

じん肺新規有所見者の発生数は、近年増加を繰り返しながらも着実に減少してきていますが、毎年 10 人前後が発生しています。昭和 56 年からこれまで 6 次にわたる粉じん障害防止対策を推進してきましたが、新たに平成 20 年度から 5 年間の期間で、

- ・建設業のはつり・解体作業に係る粉じん障害防止対策
- ・鋳物業等の鋳込み等作業に係る粉じん障害防止対策
- ・アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策
- ・金属研磨作業等に係る粉じん障害防止対策
- ・すい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- ・離職後の健康管理



以上を重点事項として、大阪局第 7 次粉じん障害防止総合対策を策定しています。また、事業者が特に実施すべき措置を「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」として定めています。本総合対策及び「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」については、大阪労働局ホームページの「大阪局第 7 次粉じん障害防止総合対策の推進について」に掲載していますので、ご参照下さい。

地域産業保健センター

産業医の選任義務のない小規模事業場の事業主や従業員に産業保健サービスを無料で行っていきます

特定健康相談及び面接指導を重点に相談を受けています。 ○健康診断結果に基づく医師の意見聴取 ○脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導 ○メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導 ○長時間労働者への面接指導

大阪産業保健推進センター

産業医、衛生管理者等の産業保健関係者を支援するため、窓口相談、研修、関連資料の提供を無料で行っていきます

大阪市中央区石町 2-5-3 エル大阪南館 9 階 TEL 06-6944-1191